

《公開用感染制御相談事例集(Q&A)》

相談事例 No.4

区分 洗浄・消毒・滅菌・再利用

【質問】

単包化されていないアルコール綿の使用期限およびその取り扱いについて教えてください。

【回答】

アルコール綿を容器に作成して使用する場合の使用期限について、消毒用エタノールでは、通常、7～14 日間で設定されています。しかし、エタノールは揮発性があり、密封度や開封回数など保管状態によっては力価が低下して消毒効果が減弱するため、フタ付き容器を用いて綿球を作成した場合は 3～7 日程度に設定されることが多いかと思えます。なお、使用頻度などから密封状態が確保できない場合は 24 時間程度でもよいと考えます。

それ以上の期間使用した場合、次のようなことが考えられ、採血や注射にともなう血流感染のリスクが生じるからです。

まず、アルコール綿のアルコール濃度が不安定となってしまう可能性が挙げられます。これは、作成後にアルコールの揮発による濃度低下(容器を開封するたびにアルコールが揮発して乾燥するため、アルコール濃度を一定に保つことができない)が考えられるためです。また、アルコール濃度が不十分な時には、本来アルコールが持つ殺菌力を生かすことができず、不特定多数のスタッフが容器のアルコール綿に触れることにより、アルコール綿にセラチア属菌などの微生物が付着し繁殖汚染させてしまうことも考えられます。

アルコール綿を容器に作成して使用する場合の取り扱いについては、

- ①1日で使い切る量のアルコール綿を作成すること
- ②1日で使い切ることでできなかったものは廃棄すること
- ③アルコール綿の作成時は清潔操作を徹底する(汚染された手指での作成は避ける)こと
- ④アルコール綿に十分な量のアルコールを浸すこと
- ⑤アルコールを継ぎ足して使用しないこと
- ⑥容器は1日1回洗浄し、乾燥させること

が大切です。さらに、

⑦採血・注射用のアルコール綿は単包化された製品を使用すること  
も考慮します。

《参考文献等》

1) ここが知りたい！消毒・滅菌・感染防止の Q&A. 照林社, 2006